

厚生労働省・消費者庁 HP 参照

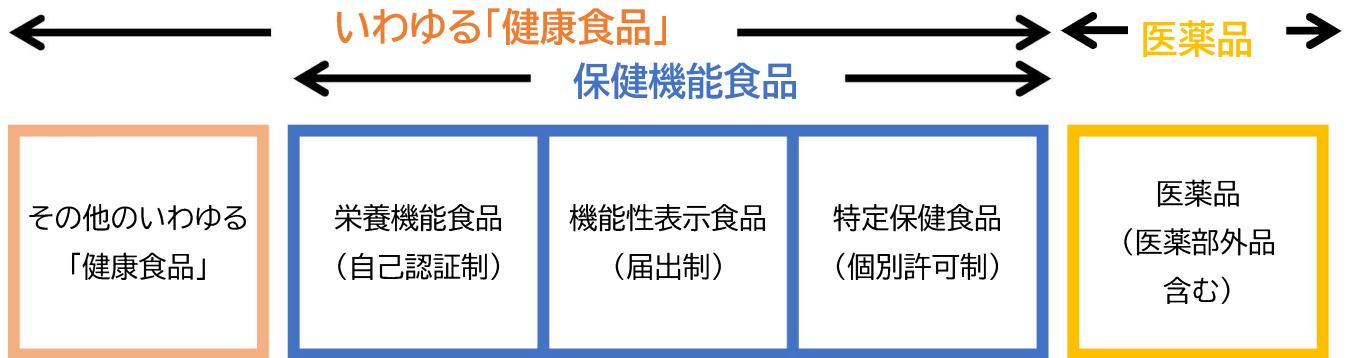
マイシン総務部発行

令和5年12月15日

山田調べ

いわゆる 「健康食品」って？

食品パッケージに様々な効果書かれているのを見て購入を決定することもあるのではないのでしょうか。今回は、購入判断の際の意思決定力を磨くテクニックとして紹介したいと思います。



いわゆる「健康食品」と呼ばれるものについては、法律上の定義はありません。医薬品以外で健康の維持・増進に特別に役立つことをうたって販売されたり、そのような効果を期待して取られている食品全般を指しています。

いわゆる「健康食品」の正しい利用方法についてのパンフレット(厚生労働省)



国が定めた安全性や有効性に関する基準などを満たした「保健機能食品制度」があります。

保健機能食品表示に関するコト

栄養機能食品

消費者庁への届出、審査もない商品ですが、栄養成分量が規定された値の範囲内にある必要があり、定められた成分の機能だけでなく、注意喚起なども表示する必要があります。

現在、脂肪酸1種類、ビタミン13種類とミネラル6種類について表示出来ます。



消費者庁リーフレット

- ① 知っていますか？ 栄養機能食品
- ② 食品表示基準における栄養機能食品

機能性表示食品

事業者の責任で、科学的根拠に基づいて機能性を表示した食品。消費者庁へ届出。

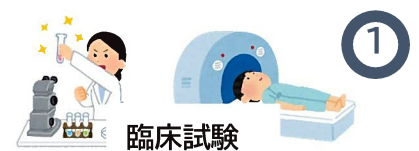


事業者の責任のもと、機能性を表示・情報公開。

マークはありません。文字で「機能性表示食品」と表示。

特定保健食品(トクホ)

ヒトにおいて有用性・安全性の評価、保健作用に科学的根拠があるかなどについて個別審査を経て、消費者庁長官に許可された食品。



消費者庁長官から許可
ご存知、

トクホマーク表示

